

志賀直哉「范の犯罪」論

——「本統の生活」の実態と「無罪」の意義——

LI ZHEXI

一、はじめに

短篇小説「范の犯罪」は、志賀直哉の代表作の一つであり、一九一三年十月一日発行の雑誌『白樺』第四卷第十号に発表された。物語は、奇術師の范が演芸中にナイフで妻の頸動脈を切断するという突発的な事件から始まり、法廷での尋問を通じて、夫婦間に潜んでいた因縁や葛藤が徐々に明らかにされていくというものだ。裁判官はこの事件を過失か故意か判断しきれず、目撃者である座長と助手、そして被告人の范に対して順に尋問を行った末に、「無罪」の判決を下す。

この作品では、奇術師である范が妻を殺すという出来事から始まり、その後の裁判の全過程が淡々と描写される。物語の主軸は、裁判官が法律という名の下に、殺人容疑をかけられた范に対して尋問を重ね、証言を通じて事件の真相に迫ろうとする過程にある。しか

し、作品の題名は「裁判」ではなく、あくまで「犯罪」である。この点に注目するならば、表面的には裁判の進行を描いた作品に見えるものの、実際にはそこで語られているものは「進行する犯罪」ではないだろうか。つまり、物語の焦点は事件そのものの経緯を明らかにすることではなく、裁判の過程で見えてくる范の内面や言葉のあり方に移行しており、そこではじめて「犯罪」の相貌が浮かび上がるのである。言い換えれば、「范の犯罪」は演芸の舞台上で起こった出来事としてではなく、法廷において彼の証言を通じてこそ成立する。そのときの凶器はナイフではなく、言葉である。

本稿では、このような観点から「范の犯罪」を読み直したい。真に注目すべき「犯罪」は、范の証言——つまり裁判官の尋問に対する彼の答弁のなかに潜んでいると考えるからである。例えば、裁判官とのやり取りの中で、范は次のように答えている。

「それなら若し法律が許したらお前は妻を殺したかも知れない

な？」

「私は法律を恐れてそんな事を思つてゐたのではありません。

私が只弱かつたからです。弱い癖に本統の生活に生きたいとい

ふ欲望が強かつたからです」

このやり取りは、裁判官の問いが前提として「法律は人の行動を抑止する絶対的な規範である」という枠組みを根本から揺るがすものである。裁判官は、行為の正当性や違法性を法を媒介として測ろうとするが、范はその基盤を拒絶し、自らの「弱さ」と「本統の生活」への欲望という、内面的かつ個人的な倫理に従つて行動していたことを明言する。ここで、法の權威を体现していた裁判官の制度的立場は一時的に宙づりとなり、法廷空間の権力構造が不安定化する。言い換えれば、この発言は、法廷で進行する「もう一つの犯罪」——すなわち、制度的權威の揺らぎと、それによる裁きの構造の変質——を鮮やかに示す場面なのである。

このように、「范の犯罪」における法廷は、表面的には厳格な法制度の場として描かれながらも、范の証言によつてその權威と構造が揺らぎ、現実の裁判とは異なる性質を帯びていく。こうした法廷像は、現実の制度的枠組みから大きく乖離した「抽象的」な空間としても、また現実の権力関係を反映した場としても読まれ得るものであり、本作における法廷空間の特殊性は従来の先行研究においても注目されてきた。次節では、この法廷の抽象性と現実性という観

点から、先行研究を整理し、本稿の位置づけを明らかにしていく。

二、先行研究のなかの「法廷」

小説「范の犯罪」に描かれる法廷は、幻想的な雰囲気に含まれている。物的証拠は提示されず、弁護士や検事による論争も存在しない。ただ、裁判官の尋問と、証人および被告による応答が静かに、そして淡々と積み重ねられていく。このような異様な法廷に対して、最初に違和感を表明したのが、当時の文芸評論家、石坂養平であった。彼は『文章世界』（一九二三年一月一日）において、次のように述べている。

志賀直哉氏の『范の犯罪』（白樺）は不思議な犯罪事件を取扱つて何の意義を^マ発見せず終つてゐる。人を引つけるが、それは第二義的の興味である。一体此裁判は何処で開かれたのであらう。裁判官がペンを取つて即座に判決文を書くなどは、随分不思議である。¹

「一体此裁判は何処で開かれたのであらう」という問いは、文字通りこの裁判の場が現実のどこで展開されているのかを問うと同時に、物語世界における法的作用や裁きの性質そのものに対して向けられたものでもあった。実際、「范の犯罪」をめぐる後続の研究の

多くは、この素朴な疑問から出発している。

小説の舞台に潜む「不思議」さを論理化しようとする最初の試みは、「抽象的」という概念を用いて作品全体を把握しようとした須藤松雄によってなされた。須藤のいう「抽象的」とは、現実には存在し得ない法廷や裁判官、そしてそこで一度の尋問で無罪が言い渡されるといふ非現実的展開を指している。「こういう抽象的な法廷の、抽象的な裁判官の前で、抽象的な青年奇術師、范の強烈、悲壮な歌が響き渡り、裁判官は直ちに『無罪』と書く。これがこの作品の必然的な展開である」⁽²⁾。しかし、こうした裁判は現実には成立し得ないからこそ、「抽象的」と形容されたのだろう。小説の結末における「無罪」判決が作品に抽象的な色彩をもたらしているのは確かであるとしても、その抽象性をもって無罪判決の正当性を説明するのは、因果関係の倒錯にほかならない。須藤は、法廷、裁判官、そして范のいずれもが「抽象的」であると指摘するが、より根本的に問うべきは、作品において機能している「法律」そのものの抽象性である。本稿は、「范の犯罪」における法は、現実の法体系に基づくものではなく、倫理観念と対照的に配置された観念的な制度として描かれたものと考えている。つまり、先行研究で指摘される「抽象的」という感覚は、現実的な法の観点から小説を読解した結果、導き出されるものにはすぎないのである。

「抽象的な法廷」という設定をキーワードに、須藤松雄は「范の犯罪」を作者志賀の「自我貫徹の生の凱歌」と評している。これが

研究史の主流となり、紅野敏郎が「初期志賀文学の末尾に輝く不滅の星」と評し⁽³⁾、本多秋五も、「志賀直哉が上がりつめた自己中心主義のピークを示す作品である」と述べ⁽⁴⁾、本作を初期志賀文学の到達点として評価した。さらに宮越勉もまた、「正直」を第一に掲げ、『右顧左顧』を脱却して、『本統の生活』の入口に踏み込んだ『強い』范が誕生した」と指摘し、范の行動と心境を肯定的に評価している⁽⁵⁾。

一方で、重松泰雄は裁判官の判決を「明らかに説得力に欠けている」とし、須藤のいう「激しく明らかな歌」を、「自我貫徹の生が、急激に衰退する直前」の『陰影』を引きずった『別れの歌』であった⁽⁶⁾と反対の意見を述べた。さらに、「范の犯罪」に対して否定的な立場を取るのには、フェミニズム批評の論者たちである。吉岡公美子は、『范の犯罪』を支えるのは、いわば暗黙の、ことば以前のイメージに巣くう父権制である」と指摘し、作品全体に潜む父権的価値観を問題視している⁽⁷⁾。また、千種・キムラ・ステイブンも、范が妻に「精神的虐待」をしていると述べ、范に対して徹底的に批判している⁽⁸⁾。

以上の先行研究の結論は、范の行動や裁判官の「無罪」判決を肯定するにせよ否定するにせよ、いずれも「抽象的な法廷」を前提としてしている。一方で、小説に描かれる裁判の形式や裁判官の調査方法が、実際の司法制度に照らして成立し得るものであると実証的に論じた先行研究も存在する。その中でも特に注目すべき成果を挙げているのが、山口直孝による「予審説」である⁽⁹⁾。たしかに、「予審二ハ弾劾式主義ノ適用アレトモ口頭弁論主義及ヒ裁判公開主義ノ適用

ナシ」とあるように、予審手続きは原則として非公開で行われ、公開性・口頭主義を要しない。その意味では、須藤松雄が抱いた「裁判官が一人で一度調べただけで無罪を決定することなどありえない」とする疑問に対し、予審の非公開性という観点から説明を加えることには一定の合理性がある。しかしながら、小説本文を精読すれば明らかのように、本作における裁判は、裁判官による直接的な尋問と、証人および被告人の答弁のみで進行しており、弁護士や検事による対抗的な弁論は一切描かれていない。このような手続きは、検察官による起訴と弁護人による反論を前提とする弾劾主義ではなく、裁判官が主導して真相を追求する糾問主義的な性格を強く帯びている。したがって、「予審説」によつてこの裁判の現実性を確保しようとする試みは、その形式的な共通点のみに依拠したものであり、小説の法廷描写の本質に対する理解としては不十分であると言わざるを得ない。¹⁰

山口による読みは、一見すると従来の「范の犯罪」論に対して大きな方向転換をもたらしたように見える。しかしその出発点を検討すれば、実際には作品に内在する「不足」や「破綻」——すなわち、現実の法制度との不整合や物語構造の曖昧さ——を補充しようとする姿勢に立脚していることが明らかとなる。¹¹ その結果、非現実性を強調する立場であれ、逆に現実制度との整合性を強調する立場であれ、いずれも最終的には「范」志賀¹²あるいは「裁判官」志賀¹²という作家論的な図式から自由になることができず、作者の「自我貫

徹」を肯定するか否定するかという、単純な二者択一問題に帰結してしまうのである。

下岡友加の論文¹³は、「范の犯罪」をめぐる従来の研究が、范の行動や裁判官の「無罪」判決を肯定するか否定するかという二項対立的な評価にとどまってきた点に対し、その枠組み自体を問い直した点に大きな特徴がある。下岡は、従来「自我の勝利」と評価されてきた本作を、妻殺しが「故意か過失か分からない」という不確定性に注目して読み直し、裁判官の無罪判決が范の「正直さ」を承認すると同時に、語りの独占や父権制、真実の不確定さを浮き彫りにするアイロニカルな構造をもつと論じている。

これに対し、本庄あかねの論文¹⁴は、さらに視野を広げ、志賀と芥川の二作を比較することで、大正期文学における「罪」と「主体」の不安定さを考察している。とりわけ本庄は、「范の犯罪」における法廷の語りの構造に注目し、裁判官の権威が范の証言によつて相対化される点、さらに動機や因果関係が確定されないまま「無罪」が宣告される点を分析し、同作が近代的主体の責任や罪の概念を揺るがす契機となっていることを明らかにした。すなわち、下岡が「不確定性」に着目して作品内部のアイロニカルな構造を析出したのに対し、本庄はそれを芥川作品と対置することで、近代的主体の揺らぎというより広範な文学史的課題のなかに位置づけ直している。

ただし本庄の議論では、范の語りに見られる倫理的潔癖は、あくまで范という人物に固有の性格として理解されている。それに対し

て本稿では、「本統の生活」という概念を普遍化し、この作品における倫理的基盤をより普遍的な水準で捉え直したい。すなわち、それは范一人に属する固有の気質ではなく、妻や裁判官を含めた登場人物全員が共有する根源的な価値規範として機能しているのである。したがって、「范の犯罪」は、一個人の特異な主体性を描いた作品というより、複数の登場人物のあいだに共通して存在する「本統の生活」をめぐる葛藤の場として読まれるべきだろう。

以上の先行研究の流れを踏まえて、本稿は「現実の法廷」という先入観をいったん括弧に入れ、小説内部に展開される空間そのものに注目することから論を展開したい。そもそも、厳密に言えば、この物語に登場する場面を「法廷」として読むこと自体が自明であるとは限らない。むしろ、物語が展開される空間そのものをあらためて作品の文脈に即して検討し直すことで、新たな読解の地平も開かれるのではないか。以下、小説における空間の構造と機能に着目し、そこから本作における「裁き」や「犯罪」の意味を再考していくこととする。

三、范の言説と法廷の逆転

裁判官・証人・容疑者という最小限の登場人物によって構成されたこの裁判の空間は、きわめて単純であるがゆえに、強固な権力構造が露わとなっている。その中で、裁判官は登場と同時に制度的な

頂点に位置づけられ、絶対的な権威を備えている。この裁判官による審理の主宰権は、小説内の物語世界にとどまらず、それを読んでいる読者にも作用し、読者自身もまたこの権力構造の枠組みに無自覚に従属する形で読みの位置に置かれる。裁判官の尋問に導かれながら、登場人物と読者は共に事件の真相に少しずつ近づいていくという構図が、自然なものとして成立している。

もともと、裁判官の権威は国家法の代表として機能し、法を通じて社会の日常に介入する権力の体現でもある。社会に属する人間にとって、法律に従うことは常識であり、それは中国人の范に対しても適用されると考えられていた。もともと、前述の通り本論はこの小説に対する実証的な読解には否定的な立場をとっており、ここで明治・大正期日本における外国人裁判の事情に触れるつもりはない。そもそもこの小説が日本語で書かれているといっても、作中で国籍が明記されているのは主人公の范と助手のみであり、他の人物が中国人なのか日本人なのかは推測あるいは黙認にとどまる。したがって、同時代の中国（清国）の司法事情を議論するのも見当違いであり、むしろ本作は現実の制度的文脈から切り離された、観念的かつ象徴的な世界における出来事として理解すべきであろう。ゆえに、本論において「法律」という語は、特定の一国の実定法を指すのではなく、むしろ普遍的規範としての抽象的な「法」の原理に近い意味としてとらえたい。

そのような前提のもとで読むと、范の発言は「常識」とされる法

的秩序に対する根源的な異議申し立てとして機能する。裁判官が法律の正当性を前提として問いを発した際、范はそれに真つ向から従うことなく、むしろ淡々とその前提を拒絶している。たとえば、「范は引きしまった蒼い顔をした、賢そうな男だった」や「一眼で烈しい神経衰弱にかかつてゐる」といった描写からは、いわゆる反社会的な暴力性を備えた人物ではなく、感受性の強い繊細な人物像が浮かび上がる。彼は法に対して暴力的に敵対する者ではなく、既存の法的価値体系を超越する存在として設定されているのだ。

范は、法律の正当性を根本から問題にせず、むしろ軽視している。つまり、「法律が殺人を禁止しているから殺さない」のではなく、殺人という行為に関する判断において、そもそも法律を参照する必要がないとする立場である。このような態度は、法律が社会生活の規範として当然視される近代社会では大きな逸脱であると同時に、その権力への根源的な問い直しでもある。したがって、范の言説は、社会人たる者が法を遵守すべきだという「常識」を否定するだけでなく、法律に基づいて進行する裁判という制度そのものへの不信表明とも読める。裁判官の主宰する秩序の正当性が揺らぐことで、法廷空間における力の配置は反転し、范の語りが制度的権威を凌駕する瞬間が現れるのである。范の発言は、従来の法的権威への従属的態度を逸脱し、既成の制度に象徴される「旧体制」を相対化し、新たな価値体系「倫理的自律」あるいは「個の内面性」にもとづく「新体制」へと読者の意識を誘導する契機として機能していると

えるだろう。

すなわち、范は従来の法廷という権力構造を打ち壊した後、直ちにそれに代わる新たな権力の枠組みを提示し、その新たな秩序のもとで裁判を推進しようとしていると考えられる。この新たな秩序の中心に据えられているのが、「本統の生活」という理念である。范の構想する新しい裁きの空間においては、それまで、法が占めていた位置は「本統の生活」により置換され、それこそが最大の規範原理として機能する。

従来の法廷的枠組みにおいては、事件の起点は二年前の赤児夭折事件にあり、その帰結が妻の死であるとされてきた。動機は存在するが、証拠がないために、裁判は行き詰まる。しかし、もしこの裁判を、裁判官によって進行する従来の権力秩序の表現ではなく、范が自らの証言を通じて新しい規範体系を打ち立てようとする過程として捉えるならば、本作の裁判構造そのものが転覆されることになる。范が構築する新たな枠組みにおいては、原因と結果の因果関係そのものが解体し、夭折事件も妻の死も、すべては「本統の生活」へと進むうとする彼の内的運動の一部として再配置され、犯罪とされる殺人行為すらも、倫理的自己実現のプロセスとして再定義されるのである。したがって、法廷に立つ范は、もはや被告人として弁明する存在ではなく、自らの証言によって「本統の生活」に向かう過程——彼自身の内的変容と決断の軌跡——を提示しており、それこそがこの物語における「犯罪」の真の全貌にはかならない。

では、范が構築しようとする「本統の生活」とは、いかなる規範体系なのか。本稿の次節では、その具体的な内実と成立条件を、テクストの分析を通じて明らかにしていく。

四、「本統の生活」と范の「裁判」

物語上の順序ではなく、出来事の発生順に即して考えると、本作の起点は范による妻殺害ではなく、その二年前に起きた赤児の夭折事件にさかのぼる。この出来事は、范と妻の関係を根本的に転換させただけでなく、范のちに追い求める「本統の生活」の出発点でもあった。演芸の助手は、この出来事を次のように証言する。「二年前前妻が産を致しました。赤児は早産だといふ事で三日ばかりで死にましたが、其頃から二人は段々に仲が悪くなつて行くのが私共にも知れました」。しかし、范自身はこの赤児の死を早産の結果とは見なしていない。

「早産だと助手の男は云つてゐたが……?」

「さう私が云つてきかしたからです」

「赤児は直ぐ死んだと云ふな?」

「死にました」

「何で死んだのだ」

「乳房で息を止められたのです」

「妻はそれを故意でしたのではなかつたのか?」

「過ちからだと自身は申して居りました」

范の供述によれば、妻は自分の子ではない子どもを産み、さらにその命を奪つたという。この証言は、一般的な倫理観からすれば理解を超えるものであり、しかもその動機は明確にされることもない。妻はなぜ、自分の子を殺すという極端な行動に及んだのか。その後には、一般的に信じられている母性とは次元を別にする、何らかの強い「欲望」が存在していたと考えざるを得ない。言い換えれば、もし妻が実際に范の認識するとおり、自ら子供を殺害したとするならば、それは強い抑圧や葛藤に根ざした行為としての側面が読み取れる。

この事件における范の立場は極めて複雑である。彼はもつとも深く傷つけられた被害者でありながら、もし子どもが自身の血を分けていないのであれば、傍観者でもある。妻の行為に対して理解も同情も抱くことができず、「過ちだった」という彼女の弁明も、范にとつてはむしろ故意性を覆い隠す表現として受け取られている節がある。赤児の予期せぬ誕生と死は、新婚の二人のあいだにようやく芽生えかけていたであろう、互いへの愛情という脆弱な感情を一気に崩壊させた。しかもその過程において、范は自らの感情を処理することも、事態に介入することもできず、ただ怒りと疑念を抱えながら、事態が手の届かない方向へ進んでいくのを見つめることしか

許されなかつたのである。

「妻はお前に対して別に同情もしてゐなかつたのか？」

「同情してゐたとは考へられませんか。——妻にとつて同棲してゐる事は非常に苦痛でなければならぬと思ふのです。併し其苦痛を堪へ忍ぶ我慢強さは逆も男では考へられない程でした。妻は私の生活が段々と壊されて行くのを残酷な眼つきで只見てゐました。私が自分を救はう——自分の本統の生活に入らうともがき苦しんでゐるのを、押し合ふやうな少しも隙を見せない心持で、しかも冷然と側から眺めてゐるのです」

ここで范は、妻の「欲望」の犠牲者であり、その証人でもあつた。当時の彼には、その「欲望」の本質を理解することはできず、その存在さえ確信できなかった。しかし、彼がその「欲望」によつて二年間苦しめられ続けたことだけは明らかである。というのも、その語り口は事実の再現というより、むしろ執拗な告発に近い性質を帯びている。

范の証言だけで、二年前の事件の真相を完全に明らかにすることは不可能である。確実に言えるのは、赤児が死に、母親が子を失い、范はその出来事を受け入れることができなかった、という事実だけである。このような限定された事実のなから導き出せるのは、范が「本統の生活」を取り戻そうと必死にもがいているということである。

ある。彼の証言全体は、この内的な闘争の痕跡であり、それ自体がすでに彼の「犯罪」の本質を映し出しているのである。妻を受け入れることも離縁することもできず、名ばかりの夫婦関係にとどまつた范にとつて、自らを救う唯一の方法は妻との関係を新たに構築し直すことであつた。すなわち彼の求める「本統の生活」とは、一人のための生活ではなく、妻の存在を含む関係性の再編として構想されているのである。

こうした葛藤が臨界に達するのが、事件前夜の范の内面独白である。

そして一方で死んでくれればいい、そんなきたないやな考を繰返してゐるのだ。其位なら、何故殺して了はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。牢屋へ入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりどの位いいか知れはしない。其時は其時だ。其時に起ることは其時にどうにでも破つて了へばいいのだ。破つても、破つても、破り切れないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。——私は側に妻のゐる事を殆ど忘れてゐました。

この独白において、范は自らの生活を「中ぶらりん」な状態にあると認識しており、その原因が妻との関係にあることを自覚してい

る。したがって、生活を変えるには、まず妻との関係に手を加えなければならぬという論理に至る。このような思考の果てに、かつて范が抱いていた「死んでくれればいい」という他力的な願望は、「何故殺して了はないのだ」という自発的な意志へと転換される。

つまり、傍観者として妻の行く末を見守っていた受動的な立場から、自らの手で事態を決定づけようとする能動的な立場へと移行したのである。そして最終的に、「死ぬまで破ろうとすればそれが俺の本統の生活というものになるのだ」と確信するに至り、范は初めて、自らが長らく追い求めてきた「本統の生活」の実態をはつきりと意識するのである。ここでいう「本統の生活」とは、外部の条件に受け身で委ねるのではなく、自らの行為によって能動的に築き続ける生活にほかならない。

范にとって、妻を殺すという行為と、自らが追い求める「本統の生活」とを結びつけることは、その「生活」の中に妻の存在が組み込まれていることを意味している。ただし、ここで「妻が存在する」とは、現実には妻と共に暮らすという意味ではない。むしろ逆に、妻が范によって殺されることによって、その存在が范の中で強く意識され、特別な意味を持つようになる、ということである。事件前夜の独白の中で范は頭の中でずっと妻のことを考えているにもかかわらず、「側」に妻のある事を殆ど忘れておりました」と語っている。この場面は、妻の肉体的消滅と観念的存在とが同時に成り立つ状況を示しており、それ自身が范の構想する「本統の生活」を具現化した

メタファーとなっている。

これまで范は、妻とともにナイフの演芸を幾度となく繰り返してきたが、今回に限っては、それまでとはまったく異なる心理状態にあった。これまでも范は、苦悩の淵に沈みながら妻に対して「死んでくれればいい」と幾度も心中で呟いてきたが、その感情は演芸の実行を妨げることはなかった。ところが、この時の范においては、その「死」の願望が変質していた。単なる消極的な願望ではなく、自分の手で妻を「殺す」という意志へと転化していたのである。そして、まさにこの「殺す」行為こそが、「本統の生活」を獲得するための決定的な一歩であると范は確信していた。

次に右側へ打とうとすると、妻が急に不思議な表情をしまった。発作的に烈しい恐怖を感じたらしいのです。妻はそのナイフが其儘に飛んで来て自身の頸へささる事を予感したのでせうか？それはどうか知りません。私は只その恐怖の烈しい表情の自分の心にも同じ強さで反射したのを感じたのでした。私は眼まひがしたやうな気がしました。が、其まま力まかせに、殆ど暗闇を眼がけるやうに的もなく、手のナイフを打ち込んで了つたのです……

演芸の最中、ナイフを右に打とうとした瞬間、妻の顔に「不思議な表情」が浮かぶ。范はそれについて、「発作的に烈しい恐怖を感じ

じたらしいのです。妻はそのナイフが其儘に飛んで来て自身の頸へささる事を予感したのでせうか？ それはどうか知りません」と語っている。この「不思議な表情」は、実は赤児夭折事件以来、妻がずっと抱えていた感情の表れだったのかもしれないが、それまでの范には見えていなかったものである。しかし事件前夜に、范が夫婦関係の再構築という「本統の生活」の本質に到達したことで、初めて彼は妻の表情の裏にある「発作的な恐怖」を読み取ることができるとなった。この瞬間、視線の交錯が生じる。妻は逃げようとせず、抵抗もせず、ただ毅然とした態度で范と見つめ合う。ここで范が「恐怖」と言っているものは、妻が范を恐れたという意味ではない。むしろその逆で、妻の眼差しに圧倒され、范自身がその視線に呑み込まれたのである。なぜなら、范が妻を結果的に殺すことになる「ナイフ」は「眼まひがしたやうな氣」で、「其まま力まかせに、殆ど暗闇を眼がけるやうに的もなく」投げられるのであり、それは范が妻の視線に耐えられなかったにほかならない。

妻が范に対して恐怖を抱いたという解釈が否定される以上、演芸の最中に妻の顔に浮かんだ「発作的な恐怖」の源泉は、他に求めなければならぬ。考えられるのは、それがかつて妻によって命を奪われた赤児に由来する感情であるということである。すなわち、その恐怖は、妻自身の過去の行為、すなわち赤児殺しという消すことのできない記憶と結びついている。范はこれまで、妻の中に潜む不可解な「欲望」によって苦しめられてきた。しかし、二人の視線が

交錯したその瞬間、范は初めてその「欲望」の正体を見出すに至る。それは、奇しくも自らが追い求めてきたものと同じ、「本統の生活」への渴望であった。范が「本統の生活」を手に入れるために妻を殺そうと考えたように、妻もまた、自身が願う「本統の生活」を実現するために赤児を殺すという選択をしたのではないか。この欲望の構造の共通性こそが、妻の視線に宿る「恐怖」を、范の内部に反射させた理由である。単なる演芸中の偶然的視線ではなく、両者が共有する深層の欲望が共鳴しあった瞬間として、この「目つき」と「反射」は位置づけられるのである。

「私は後で考へてぞつとしました。私は出来るだけ自然に驚きもし、多少あわてもし、又悲しんでも見せたのですが、若し一人でも感じの鋭い人が其処にゐたら、勿論、私の故とらしい様子を気づかずには置かなかつたと思ひます。私は後で其時の自分の様子を思ひ浮べて冷汗を流しました。——私は其晩何うしても自分は無罪にならなければならぬと決心しました。第一に此の兇行には何一つ客観的証拠のないといふ事が非常に心丈夫に感ぜられました。勿論皆は二人の平常の不和は知つてゐる、だから私は故殺と疑はれる事は仕方がない。然し自分が何処までも過失だと我を張つて了へばそれ迄だ。平常の不和は人々に推察はさすかも知れないが、それが証拠となる事はあるまい。結局自分は証拠不十分で無罪になると思つたのです。」

范は、自らの行為には何の客観的証拠も存在しないことを繰り返して強調し、また、自分と妻との不和は周知の事実であり、疑われるのも無理はないと語っている。その語り口は、殺人事件の容疑者としては明らかに傲慢である。しかし、むしろ「客観的証拠」という言葉を自ら持ち出す時点で、心証としてはすでに確定しているといふべきであり、彼の語り「弁明」の域を超えていることを示唆している。このような証言の性質を踏まえると、それはもはや自己弁護のためではなく、むしろ裁判官に対して、二年前に妻が行った行為に気づくよう促すための「語り」であると考えざるを得ない。実際、范は赤児の死因について、「乳房で息を止められた」と断言しているが、その主張にも何ら客観的証拠は存在しない。赤児が早産であったのか、あるいは従兄との関係によって生まれた子であったのかといった点も、妻の内面に属する問題であり、真相は彼女にしか分からない。ここにおいて注目すべきは、范と妻の行為が、構造的にきわめて類似しているという点である。いずれも証拠のない殺人であり、そのため法律によって裁くことは不可能である。だが、まさにこの「法の裁きが届かない領域」こそが、妻が范に求めていた空間であり、また范自身がその語りを通じて再構築しようとしている場でもある。このように考えるならば、范の証言は、欠落した制度的裁きの代行として機能しており、裁判の場は、法では裁けなかった過去の罪を、語りによって補完するもう一つの空間として成

立しているのである。

其処で、私は静かに出来事を心に繰返しながら、出来るだけ自然にそれが過失と思へるやう申立ての下拵へを腹でして見たのです。所が其内、何故、あれを自身故殺と思ふのだらうか、といふ疑問が起つて来たのです。前晚殺すといふ事を考へた、それだけが果して、あれを故殺と自身ででも決める理由になるだらうかと思つたのです。段々に自分ながら分らなくなつて来ました。私は急に興奮して来ました。もう凝つとしてゐられない程興奮して来たのです。愉快でならなくなりました。何か大きな声で叫びたいやうな気がして来ました。

范が「急に興奮して来」たと語る場面において、その感情の起点は、単に妻を殺害したという事実にあるのではない。むしろ彼は、妻を殺すという行為の内に、自らの立場・役割・そしてある種の「使命」のようなものを見出したことによつて、心理的な高揚を覚えたのである。すなわちこの「興奮」は、妻の行為の意味をついに理解したという認識の兆しにほかならない。二年前、妻は他人の子を出産し、その出来事がきっかけで范との関係は破綻寸前にまで陥った。妻はその混乱の中で、自らの「本統の生活」に至るための手段として、赤児の命を奪うという選択をしたと考えられる。范もまた、自分の人生を立て直すための道として、同じく殺人という極端な行為

を思いつくに至ったのである。時間が経過し、ようやく范は、当時の妻の思考を理解するに至る。そしてその理解の証として、妻を殺害するという行為を通じて、まるで自らが妻に「判決」を下すかのように、彼女に「本統の生活」を与えたとも言えるだろう。殺害は破壊であると同時に、ある種の救済としても機能している。だからこそ范は、その行為の直後に、まるで使命を果たしたかのような達成感、あるいは「愉快」と呼ばれる感情を覚えたのである。

范は二年前の赤児夭折事件以来、妻の抱える「欲望」に苦しめられてきた。妻の欲望を理解できないことが、彼に自らの「本統の生活」を強く希求させる契機となり、事件前夜にはその本質をようやく悟るに至る。演芸の最中、妻への殺意を抱いていたからこそ、彼は彼女の目に「恐怖」を見出し、その瞬間に妻の欲望の正体を理解し、相互に通じ合う。妻が自らの「本統の生活」を得るために赤児を殺したのと同じように、范もまた自分の「本統の生活」のために妻を殺すのである。そして最終的に、彼は自らの行為を告白し、裁判官に判決を委ねる。

五、裁判官の「舞台」と「無罪」のナイフ

裁判官は何かしれぬ興奮の自身に湧き上がるのを感じた。

彼は直ぐペンを取り上げた。そして其場で「無罪」と書いた。

この「無罪」判決は、非常に解釈の難しいものである。裁判官はなぜ范に無罪を言い渡したのか。この問いに対しては、すでに第二節で述べたように、先行研究のいずれにも説得力に欠ける側面がある。先行論の立場はいずれも、「現実の法律」に依拠し、現実か非現実かという二項対立の枠組みに囚われている。だが私見では、むしろ捨て去るべきはこの現実的な法律の視点そのものである。法律という枠を一度外してこそ、この「無罪」に新たな意義を見出す可能性が生まれる。

赤児の死が「早産」によるものだったのか、それとも「乳房で息を止められた」ものだったのか、それを裁いたのは范であり、彼はナイフ一本で「裁判」を行った。ついで、范による妻の殺害が「故殺」か「過失」かを裁いたのは裁判官であったが、彼はその判断にいかなる説明も根拠も示すことなく、あたかも当然の結論であるかのように「無罪」を言い渡した。そして今、その裁判官の「無罪」判決が研究者の間で論争的となり、学者たちは裁判官に対して「賛成」か「反対」かを判断する役を引き受けている。このようにして、赤児の死、妻の死、そして裁判官の判決に対して、いずれも第三者が「裁く」立場に立とうとする。この構図そのものが、延々と続く「負の循環」にはかならない。だが、実のところ裁判官が下した「無罪」判決こそが、この循環を打破しようとする試みに他ならないのではないか。もしこの点に目を向けず、あくまで法律的な是非の問題にとどまるならば、読者もまたこの負の循環に巻き込ま

れ、「范の犯罪」の核心に迫ることはできないであろう。

では、この「無罪」をどう読めばよいのだろうか。この究極的な問いに、私たちはどのように答えることができるのか。「無罪」という二文字にのみ固執するのではなく、視点を變えて、この判決を下した裁判官そのものに注目してみてもどうか。仮に、事件とは無関係のただの通りすがりの人物が、証人や容疑者の語る内容を聞き、自分なりに考えたうえで「無罪」という結論に至ったとしても、それ自体は何ら不自然なことではない。范を有罪と見るか無罪と見るか、そのいずれの立場であっても、小説の中からそれを支持する材料を引き出すことはできる。つまり、読者一人ひとりが自身の解釈に基づき、独自の判断を下すことが許されているとも言える。しかしながら、この小説において最終的な判決を下す人物は、読者ではなく、「裁判官」という公的な肩書をもつ登場人物である。ゆえに、彼の下した「無罪」という判断は、単なる個人的意見を越えて、「判決」としての意味を持ち始める。そしてその言葉は、法律の意志、ひいてはその背後にある国家の権威を象徴するものとして、作品世界に重く響くことになる。

即ち、ここで問題となるべきは、「無罪」という判決そのものではなく、その判決を下した「裁判官」という肩書をもつ人物そのものである。裁判官という存在を正しく分析するには、彼をしかるべき制度的文脈、すなわち法廷という空間に置いて考察する必要がある。裁判官が法壇に座し、司法権を行使して裁きを行う場面におい

てのみ、「裁判官」という肩書は制度的意義を持つ。逆に言えば、もし彼が法廷という、法律によって保証された権力装置から切り離されたとすれば、その肩書はたちまち剥奪され、彼はただの一個人に還元される。他者と何ら変わらない存在となるのだ。極端な想定をすれば、裁判官が演芸の舞台に立ち、ナイフを手にして、目の前にいる容疑者と対峙するという場面を思い浮かべてみよう。そのとき、彼は法の代弁者としてではなく、一人のパフォーマーとして何を演じ、どのような判決を示すことになるのだろうか。

法律が社会の規範として機能するためには、ある一つの不可欠な要素が存在する。それは、法律が備えるべき普遍的適用性という性質である。すなわち、社会に生きるすべての人々が、法を遵守すべきものとして認識し、これに従うという共通意識を持つてはじめて、法治社会は成立し得るのである。しかし、范はそのような共通規範としての法律を拒否し、代わって「本統の生活」と名づける個人的な行動原理を選び取っている。だがここで注意すべきは、「本統の生活」という概念が、単なる主観的欲望にとどまらず、ある種の普遍性を模倣した構造をもっている点である。なぜなら、「本統の生活」は范の頭の中だけにある理念ではなく、彼の妻にもまた彼女自身の「本統の生活」があり、さらに言えば、裁判官を含む他の人々にも、それぞれの「本統の生活」があると考えられるからである。この意味で、「本統の生活」は個別でありながら、それぞれの人間に共通する指針としても機能しているのである。

ここでは、新たな裁判のシステムが完成しようとしている。范は、かつての妻と同様に、すべての防備を解除し、一切の抵抗を放棄した姿で「舞台」に立つ。彼は、裁判官が「法律」という名のナイフを手に、自身に対する裁きの一撃を下すことを、まるで救済のように待ち望んでいるのである。その瞬間こそが、范にとっての「本統の生活」への最後の一步となるのだ。

「いいえ、さうは未だ思へません。只自分にも何方か全く分らなくなつたからです。私はもう何も彼も正直に云つて、それが無罪になれると思つたからです。只今の私にとつては無罪にならうといふのが総てです。その目的の為に、自分を欺いて、過失と我を張るよりは、何方か分らないといつても、自分に正直であられる事の方が遥に強いと考へたのです。私はもう過失だとは決して断言しません。そのかはり、故意の仕業だと申す事も決してありません。で、私にはもうどんな場合にも自白といふ事はなくなつたと思へたからです」

裁判官の職責は、法律に基づいて判決を下すことである。しかし、范は裁判官に対して、法律ではなく「本統の生活」という基準によつて裁いてほしいと望んでいた。范が口にした「無罪」という言葉は、単なる自己弁護ではなく、一種の挑戦状とも言える。彼はすでに、自分がかつて妻に対して果たした「判決」を、裁判官の前に

提示していた。そして今度は裁判官に対して、同様に「判決」を下すこと、すなわち范自身に対する裁きを求めたのである。范にとつて「無罪」は、「本統の生活」への通行証であり、裁判官にとつては范が妻に向けたナイフと同様の役割を果たす。最後に裁判官は、「何かしれぬ興奮」に突き動かされるかのように、「舞台」に立ち上がり、無言のまま「無罪」と書いた。その判決文は、まるでナイフのように范に投げ渡されたのだった。法廷と演芸の舞台を重ね合わせることで、范が妻に向けて投げたナイフに「裁判」の象徴的な意味を付与し、さらに「無罪」という判決にも別のかたちの致命性を帯びさせている。

演芸においてナイフが役者に当たらなければ成功とされるが、裁判においては、必ずしも有罪判決が正義の実現を意味するとは限らない。裁判官は、もし范に有罪を宣告すれば、それは范が望んだ「本統の生活」への到達を認めることになってしまう——つまり、范の「秩序」を肯定することになると気づいたのである。したがって、范を「有罪」とすることで、かえつて彼の論理を完成させてしまうことになる。では、「無罪」は裁判と演芸の双方の「成功」を意味するのか。「法律」と「本統の生活」という二重の基準を前にして、この判決は、事件を一義的に読解する鍵ではなく、むしろ法の限界と倫理的判断の狭間で、苦渋の末に選ばれた妥協の印である。

六、おわりに

「范の犯罪」という作品の最大の魅力は、范という人物を現行法によって裁くことができないという逆説的な状況にこそ見いだされるのではないだろうか。本来「裁き」や「制裁」といった行為は、国家によって制定された法に基づき、その正当性を保障されるべきものである。しかし范の「犯罪」は、単なる殺人行為にとどまらず、彼自身の「本統の生活」を模索する過程と不可分に結びついており、その領域では法的枠組みはもはや通用しない。もし、范を「有罪」として死刑に処したならば、それは結果として、范が妻に対して行った行為と本質的に同じものとなってしまふ。すなわち、法律という制度的装置が、人間存在の根源的な葛藤においては、むしろ「暴力」として機能してしまう危うさがここで露呈しているのである。この意味で、法律の存在そのものが、范を裁くことを不可能にしているとも言える。だからこそ裁判官の「無罪」という判断は、范の行為に共感あるいは賛同しているわけではなく、また単なる恣意的な寛大さや制度的な欠陥の産物でもなく、倫理的苦悩の末にたどり着いた、唯一可能な選択だったのである。そしてその判断を前にした読者もまた、自らの倫理観を問われるような、深い痛みをとまなう作業を強いられるのである。

ここで志賀直哉が描いたのは、法による裁きの不可能性と、その

限界を超えた先に開くはずの新しい生活原理へのまなざしであった。すなわち、范の証言を通じて浮かび上がるのは、外的な制度に委ねるのではなく、自らの能動的な行為によって絶えず築き続ける「本統の生活」という理念である。裁判官の「無罪」は、その理念を制度の外側で辛うじて承認する試みであり、私たち読者もまた、その承認に参加せざるを得ない立場に置かれる。こうして「范の犯罪」は、法の正義と倫理の正義の間に横たわる深い亀裂をあぶり出し、その狭間で人間はいかに生きうるのかという根源的な問いを提示するのである。

注

- (1) 引用は宗像和重編『文藝時評大系 大正篇 第一巻』（ゆまに書房、二〇〇六年十月、三五二頁）による。
- (2) 須藤松雄「志賀直哉研究」（明治書院、一九七七年五月、二〇一頁）
- (3) 紅野敏郎編著「志賀直哉 鑑賞日本現代文学第七巻」（角川書店、一九八一年五月）
- (4) 本多秋五「志賀直哉（上）」（岩波書店、一九九〇年一月、一〇三頁）
- (5) 宮越勉「志賀直哉「范の犯罪」とその周辺——「右顧左顧」からの脱却——」（『文芸研究』八二号、明治大学、一九九九年）
- (6) 重松泰雄「『范の犯罪』解説」（『近代文学論集』、一九八一年一月）
- (7) 吉岡公美子「『范の犯罪』試論——フェミニズムの視点から」（『文学理論研究』一九九〇年三月）
- (8) 千種・キムラステイブン「『范の犯罪』（志賀直哉）と性の政治（ジェンダー・ポリティクス）」（江種満子編『男性作家を読む フェミニズム批評の成熟へ』、新曜社、一九九四年九月）

- (9) 山口直孝「志賀直哉『范の犯罪』論——「范」の形象と舞台設定とをめぐって」(『日本近代文学』第五一集、一九九四年十月)
- (10) 富田山寿「第二部 予審／第七章 予審終結／第三節 終結決定／第二款 終結決定ノ性質」『最近刑事訴訟法要論 下巻』(有斐閣書房、一九一三年八月、九七六頁)によれば、予審の目的はあくまで公判に付すべきか否かを判断することであり、有罪・無罪の判断(＝実体的な裁定)を行う権限は有していない。したがって、作中で裁判官が即座に「無罪」と記す場面が描かれていることから、この裁判を予審と解釈するのはやはり困難であると言わざるを得ない。
- (11) ただし、山口前掲論文において、以下のような脱作家論の姿勢を評価したい。「青年時代の志賀に指摘されてきた主我的傾向は、個人史においては有効性を持つが、作品の展開を説明していくには、限界のある概念である。」「語り口や構成に、主人公の言動を相対化する機能を含み持たせることにより、志賀の作品は強い主観の陥りやすい独善性と無縁でありえたのであり、作者の憤慨が執筆契機であった『范の犯罪』においても、そうした配慮はきわどく確保されている。」
- (12) 太田正夫「范の犯罪」(西尾実編『志賀直哉の短編』、古今書院、一九六八年二月)
- (13) 下岡友加「志賀直哉『范の犯罪』——范は本当に勝利したのか?——」(『近代文学試論』四八号、二〇一〇年)
- (14) 本庄あかね「芥川龍之介『三右衛門の罪』における近代的主体の揺らぎ(上)——志賀直哉『范の犯罪』との比較を通して」(『滋賀文教短期大学紀要』二三号、二〇二二年三月)

【附記】「范の犯罪」の引用は『志賀直哉全集 第二卷』(岩波書店、一九九九年一月)に拠った。引用に際し、旧字体は新字体に改め、ルビは省略した。傍線はすべて引用者による。